

百七十一年兩爭議國は華盛頓に於て條約を締結して此の事に關する中立國の義務を確定したり、國際法協會が千八百七十五年ハーグに於てなしたる集會は此事に關して明細なる規程を定め左の三個の根本的原則を設けたり。(イ)中立國政府は其裁判管轄内に於て船舶を續裝し又は武装して自國と平和關係にある國に對する戰爭を利用せしめざる様充分の注意を與へざるべからず、(ロ)中立國は自國の領海に於て交戰國をして交戰の根底に用ひしむるを許すべからず又忍ぶべからず、(ハ)中立國は自國の領海内及び港灣内に在る一個人をして中立法規を毀害せしめざる様注意監督を與へざるべからず、千八百七十七年「國際法協會年表」第百中立國は交戰國の批難を避けんが爲めに自國人民が戰爭に加はるべからずとの法規を發す、而して此規則は或は繼續して有効なる特別法として發することあり、例へば英國及び北米合衆國に於ける外國徵募規則(Foreign-Enlistment-Acts)の如き是れなり。或は各個の戰爭の起る場合に特別の法令を發することあり、第一の方法を以て最も目的に適ひたるものとなす。千八百十八年の北亞米利加「外國徵募規則」は合衆國の領内に於て充分の中立を保たんが爲めに極めて委細に規定を設け

たり。千八百十九年及び千八百七十年の英國の條例も亦只亞米利加法令を擴張したるに過ぎず、カルフール「國際法」第三卷第百三十三頁以下。英國政府は尙ほ此の外最終東方戰爭の開始に當り尙ほ特別布告を發して英國に於て兵士を募集することを禁じ、又英國の陸地及領水を戰爭行爲に利用することを禁じたり、千八百七月三十日倫敦ガゼット。

二 局外中立國は自國の領地内に於て交戰國が捕獲裁判所を設け、捕獲物を賣却すること及び交戰國の軍隊が中立領地を通過して進軍することを許すべからず。

千八百〇六年那破翁は普魯西の抵抗を順みず、普魯西に屬するアンスマッ領を通過して其軍隊を進めたり、當時普魯西と佛國とは平和の關係にありしなり、千八百〇五年アレキサンダル第一世は露國の軍隊をして普魯西の領地を通過せしめんことを普王に請ひたれども普王は爲めに那破翁より宣戰を受けんことを恐れて之れを拒否せり、而して終に兩國は此事に關する秘密條約を結びたれども該秘密條約未だ實行せられざるに先ち先づ中立なる普魯西の領地内に侵入せり(エフ、マルテンス「條約集」第六卷第百四十五號第百六十頁以下)。

千八百十三年シヨアルツェンベルヒ侯の命令の下に立てる軍隊は中立國たる瑞西の意向如何を顧みずして其領内を通過せり。

現時に於ては軍隊が中立國を通過して進軍するときは常に中立の毀害と見做さる、最終の戦争に於て露國の軍隊が羅馬尼亞を通過して露國に進軍したるは是れ特別條約並びに兩國間の同盟條約によるものなり。

三 交戰國が武器又は糧食を中立地を通じて運送すること亦禁制たり、交戰國に明かに害を加へざるときは中立國は交戰國の病兵及び負傷兵をして自國の領地を通過せしむることを得。

千八百五十九年マイエルンが奧地利人が捕へたる佛國人をマイエルンを通過して輸送することを許したるとき佛國政府は之れに反對したり。

獨佛戦争の間獨逸は白耳義政府に請ふに自國及び敵國の病者、負傷者を白耳義の鐵道によりて輸送せんことを以てせり、然るに佛國政府は白耳義の土地を通過して普魯西の負傷者を輸送するは是れ中立の毀害なりと宣言したるを以て獨逸は遂に白耳義より許可を得ること能はざりき、佛國が右の如き抵抗をなすことを得たる理由は白耳義鐵道によりて獨逸が獨逸の負傷者を輸送するときは獨逸鐵道は其軍隊及び軍用品を速かに戰場に送ることを得、従つて佛國の競争力を妨害すること多かりしを以てなり。

ナルニセル宣言第五十五條は道義上の意味より、中立國を通過して負傷者を輸送するの問題を判然と決定したり、同條に曰く「中立國は交戰國軍隊に屬する病者及

び負傷者を自國の領地を通じて輸送せしむることを得。但し斯かざる鐵道を利用して軍隊に軍用品又は軍人の補充をなすことを禁ず。故に中立國は斯かる輸送を正當にし、適當の監督を加ふるに必要な準備をなさざるべからず」也。

四 交戰國は中立國に於て公債を募集すべからず。

例へば佛國は千八百七十年乃至千八百七十一年の間英國に於て公債を募集せんを欲したれども英國は之れを許さざりき(アルンチエリ「國際公法」第七百六十八節。フィヨモ「ル」解釋第三卷第二百四十七頁第五百五十一節。カルヴォー「國際法」第三卷第二千三百三十一節)。

第三百三十三節 乙 積極的權利義務

乙 土地の關係に於ける局外中立國の積極的權利義務は左の如し。

一 交戰國の軍隊中立國に入りたるときは中立國は其武装を解かしめ之れを戰場より成るべく遠隔なる地に置かざるべからず。

中立國は自國の安全を維持せんが爲めに右の武装を解かれたる軍隊を城寨又は兵營内に置くことを得、士官には中立國の領内を去らずとの宣誓をなさしめて之に自由を與ふることを得、右の軍人に對する保護被服等の料は中立國の負擔すべ

き所なり、而して戦争終了後其軍人の本國に對して賠償を請求することを得。

千八百七十年の戦争の當時白耳義及び瑞西は自國に入りたる佛國の軍隊の一部を自國に止めざるべからざりき、特にアールバキヤ將軍(Donbaki)は八萬の將士と共にマントイフ(Manthey)及びワルテル(Walter)の帥ゆる獨逸軍の爲めに自國本隊との通路を断たれ瑞西に赴きたり。此の軍隊を如何なる條件の下に瑞西に入る、やに付き佛將クランシヤン(Clichan)と瑞將ヘルツォーク(Hertzog)との間に一個の特別條約を締結したり、即ち右條約によりて佛軍は武器を脱せしめられ衣食住の費用は佛國之れを負担したり(アルヌセル)宣言第五十三條乃至第五十六條及國際法協會記要第七十九條及第八十三條。『國際法雜誌』第二卷第七百〇九頁以下及第三卷第三百五十二頁以下ローラン、シュエグミン論文)。

二 局外中立國は其領水内に於てなされたる捕獲物を放還せざるべからず。

千七百八十九年次の原因によりて露西亞、普魯西間に奇妙なる通信は生ぜり、奧地利の船「フランセスタ、リニエ」(Princesse de Ligne)は千七百八十九年七月二十五日露國令に従ひ普魯西砲臺の保護の下に、露國人に屬し聖彼得堡に送らるべき貨物を搭載してダンチヒの港に在りしが瑞典捕獲船の爲めに捕獲せられたり。パウル一世は普魯西に對して船舶の取戻と賠償を請求せり、普魯西政府は「フランセスタ、リニエ」號が普魯西砲臺の砲丸の送する所に在らずして海岸より六千三百六十「フィス」を隔てたる所即ち

公海に在りたりとの證明をなし、普魯西政府が責任を負ふべきにあらざる所以を明にし露國政府は此の説明によりて満足を表せり(露國外務省莫斯科本記録「中拔萃」)。

三 交戦國の軍艦は中立國の港灣内に碇泊すべからず。

然れども暴風雨又は難破によりて其本國の最近の港まで航行するに要する糧食又は石炭を取るの必要あるときは交戦國の軍艦は中立港に入ることを得、斯かる状態の下に交戦國双方の軍艦が同時に中立國の一港に入りたる場合には、中立國は交戦國一方の軍艦をして交戦國他方の軍艦が出發したる後少くとも二十四時間其港灣を去ることなからしめ、以て他方の軍艦をして一方の軍艦より攻撃を受くるの憂なからしむべし(「國際公法」第七百七十六頁乙)。

四 中立國は如何なる方法を以てするも自國の領水内に來りたる交戦國軍艦をして其友情を濫用せしむるの準備をなさしむべからず、即ち例へば武器を積込ませしめ、戦争を始むる等の準備をなさしむべからず、中立國は武力を以て此種の濫用を拒がざるべからず。

五 中立國は充分の力を用ひて、交戦國をして自國の旗を濫用することなからし

めんことを務むべし、然れども戦争詐術として中立旗を用ふることを許す、只戦争詐術として中立旗を使用する交戦國は戦闘の始まると共に中立旗を撤して自國の眞正の旗を掲げざるべからず、「海上海上法」第九十九頁。

最近東方戦争に際し露國の船舶は土耳其軍艦の接近するまで伊太利の國旗を掲げたを以て批難を受けしが此の如き詐欺は當然許さるゝ所なり。

六 局外中立國は其領内より戦時禁制品を輸送することなからしめ又は其領内に戦時禁制品を貯蓄せしむべからず。

第三百三十四節 第二 人に關する中立權の效果

舊時に於ては中立國人民の戦争に加はることを許したること前に既に述べたる所なり、故に當時に在りては中立國の領内に於て兵卒を募集するも、中立國の人民に捕獲證書を與ふるも是を以て中立毀害の行爲となすことなかりき、然るに今日に於ては中立國は左の數個の義務を有す。

一 局外中立國は自國人民の交戦行爲に加はるを拒ぐの義務あり。

然れども中立國は自國人民たる一私人が交戦國軍隊の列中に加はることを禁ぜざるべからざるにはあらず、斯る義務は只國家の官吏及び特に從來の役務を終へたる後交戦國の旗下に赴く所の士官に關してのみ存在するに過ぎず。

千八百七十年ガリバルデー(Garibaldi)は一萬三千の義勇兵と共に佛軍に投下後悉く捕へられたり(ビスマールはガリバルデー隊が捕へられたりとの報を得て云て曰く「何故に彼等を銃殺せざりしや」)「ビスマール伯及其徒」(第二卷第八頁)伊太利政府はガリバルデー一隊の行爲に對して責任を負ふことなかりき、蓋し政府はガリバルデーに委任を與へたるものにあらずしてガリバルデーは只私人として自己の危険を賭して斯る行爲をなしたるものなればなり。

之れと同一の方法にて露國義勇兵は千八百七十六年の塞耳比亞、土耳其戦争に加はれり、該義勇兵中には出立前公然と告別をなしたる者さへありき。

最近の東方戦争に於ては英國士官の土耳其軍隊及軍艦中に在りて露人に對して反抗したる者極めて多し、此等士官は土耳其軍に投ずる以前に英國の役務を脱したるものなりと見做さざるべからず、彼等が果して眞に英國の軍隊を脱したるものなるやに付ては大に疑ありたりと雖も少くも露國はしかく見做したるなり。彼等にして英國軍人たるの資格を有しながら此の戦争に加はりたるならんには本國政府は之れを處罰せざるべからず、又露國は英國に對し中立破毀の訴をなすの正當なる原因となるべ

し(最近露土戦争の歴史中此事件に關する許多の趣味ある事實はエフ、マルテニス『東方戦争及びブルジョアセル會合』第五百七十一頁以下に付て見るべし)。

二 局外中立國の軍事使者の地位は即ち之れに異り、軍事使者は軍事學上の目的より或は政治上の委任を受けて交戦國の軍隊に送らるゝものにして、其本國政府の公務上の代表者なり。彼等は如何なる條件にも拘らずして不可侵權を享有す然れども或は言語を以て又は行爲を以て戦争に加はるべからず、若し言語又は行爲を以て戦争行爲に加はるときは他の戦闘者と均しく戦争行爲の一切の結果を受け殺戮せられ捕虜とせらるゝことを免るゝこと能はず。

最近東方戦争の際英國の將軍「サー」アーノルド、ケンボーン(Arnold Kemball)は軍事觀察者としてムックタール(Muektar)メシヤの軍隊中に在りたるが、土耳其人の戦争行爲に加はりたること多くの事實の證する所にして英國人の報告にも亦之れを認めたり(ノルマン[Normann]『アルメニヤ及び千八百七十七年の戦争』[Armenia and the Campaign of 1877]、千八百七十八年倫敦出版第四百九頁以下)。露國人にして若しアーノルド、ケンボーンを捕へたらんには之を他の捕虜と同一に取扱ふことを得たるなり。

三 中立國政府は交戦國の領内に在る自國人民を保護する權利と義務とを有す、中立國の外交使節及び領事は戦争の間交戦國の土地に在りて其職務を行ふの權

利を有す、只外交使節及び領事並びに其保護の下に立つ者が任意に戰場に止まるときは戦争の危険及び不幸に遭遇することを免れざるのみ。

那破翁が英國よりハムブルヒに派遣せられたる使節を捕へて巴里に送らしめたるは甚だしく局外中立權を毀害したるものと云ふべし。獨、佛戦争の間外國の外交官及領事官は多くは巴里に止まりて自國人民を保護したり、巴里合圍の始まるに共に此等代表者はビスマーク伯に請ふに砲撃前一應の通知を與ふべく、又各週一回本國政府に電報を發せんことを許可せよと云ふを以てせり。第一の請願は直に拒否する所となり、第二の請願は其電報が閉封せられずんばその條件の下に許されたり。然れども外交官は之れを聽かざりき、巴里の砲撃始まるに共に外交團は中立國民をして巴里を去らしむるの許可を與へよとのことを獨逸宰相に請へり。然るにビスマークは答て曰く、今は時既に遅し合圍の始めならんには此事許し得たるならんも當時に於て許容を得んことを願はざりしものなれば今は即ち其結果に従はざるべからず、彼等を助くるの方法は只巴里市の降るあるのみと。然れども禮讓により且合圍者の受くる不便に拘らず外交團は遂に巴里を去るの許可を得たり(『國際法雜誌』第三卷第三百七十一頁以下ローラン、ジエグミン比較)。

四 中立國人民は交戦國が適法に下したる命令に従はざるべからず。

港を水雷によりて絶ちたる場合に發したる命令特に然り、露國は千八百七十七年乃至

七十八年の戦争に際し黒海々岸の諸港に水雷を施設し船長が入航及び出航の場合に從ふべき規則を發したり。此の規則を遵守せずんば第一には危険を受くるの恐あり、第二には拒絶の鎖輪破れて其國が敵の攻撃を受くるの恐あり。交戦國は又船舶に對し沿岸に於て點火を禁ずるの權利あり、是れ敵の上陸を困難ならしめんが爲めなり。中立國は其商船が之れによりて受けたる損害の賠償を請求するの權なし(エフ、マルテンス『東方戦争及ブルッセル會合』第五百八十二頁)。

戰艦軍隊に從ふ醫師、新聞通信員、視察者は皆戦争行爲の避くべからざる効果を受け又捕虜せらるゝことを得。赤十字の保護の下に其職務を行ひたる醫師は機會の至るに共に敵軍に送還せらる(エフ、マルテンス『東方戦争及ブルッセル會合』第五百六十四頁以下及び前第四百九十四頁及五百〇二頁)。

交戦國は自國の土地又は占領せられたる敵國の土地に在る中立國人民をして戰時に於て必要にして且自國人民に加ふると同一なる凡ゆる行爲の下に服せしむることを得。

故に交戦國は例へば必要の場合に於ては自國の港内に在る中立國商船を自國の所有に歸し且戦争の目的に使用することを得(jus angare hunc)

巴里合圖の際獨逸の司令官はセイメ河上に在る英國船舶六隻を其積荷石炭と共に河

中に沈没せしめたり、是れ敵をして獨逸の圖みたる場所をセイメ河を通じて逃脱せしめざらしめんが爲めなりき。獨逸政府は同時に右に對する賠償をなすべしと宣言して、右の行爲は戰時緊急權上正當なりと云へり(『國家記録』第四千四百九十八號乃至第四千五百〇九號)。

五 中立國は又自國人民が交戦國に戰時禁制品を輸送することを明かに許すべからず又之れに保護を與ふべからず。然れども中立國の人民が一人として自ら危険を冒し自己の費用を以て戰時禁制品の通商を營むときは中立國は中立義務を怠りたりとの批難を受くべきものにあらざ、中立國が其人民の通商に特別の監督を與ふべしとの許容をなさんこと更に原因なきことなり。

千八百七十年英國商人が戰時禁制品を佛國より注文せられたるとき獨逸政府は之に對して反抗を試みたり、英國政府は之に答へて曰く英國の法律は英國人民が第三國の戦争に加はること及び戰時禁制品の賣却をなすことを禁ず、然れども此の法律に從はざることに對する責任は個人自ら負ふべきものにして彼等にして捕へられたるときは其財産を失ふに歸するのみ(フィッセル『解釋』第三卷第四百十頁。ホール『國際法』第五百二十一頁。ブレンチューリ『國際公法』第七百六十六頁。ヘフテル『國際公法』第三百六十六頁。フケン注意。反對の意見を有する者はグスチル『交戦國及び中立國』千八百七十七年伯林出版第七十一頁)。

千八百七十七年英國政府は之れと同一の意義を以て露國に對して談判せり、英國政府の意見によれば戰時禁制品の中立供給者は國際法上其國の君主に對して犯罪を爲したるものにあらず、又中立國は其國の人民が戰時禁制品を海上より交戰國に輸送せんと企つることあるも之を妨害し又は之を處罰するの義務を負ふものにあらず。英國は此の原則によりて、土耳其政府よりパーミンケナムに注文しコンスタンチノールに送らるべき五千萬の彈藥を送致することを禁すべしとの露國の提供を拒絶したり(エフ、マルテンス『東方戰爭及びブルジョアセル會合』第五百八十九頁、『國家記録』第六千五百三十六號)。

中立國の一人が利益を得んとするの目的を以て交戰國に戰時禁制品を輸送するも、中立國は之れが爲めに直ちに其戰爭に加はるの目的を有したりとの責を負ふものにあらず。

六 平時に於て軍艦の注文を受けたる中立國人民は注文者が注文中に戰爭を開きたるときは注文者に對して其委任の履行をなさざることを得、蓋し中立國の港より軍艦を發送するときは中立義務の毀害となるべければなり前段 參照。

千八百七十七年倫敦の船匠は右の理由により土耳其政府の注文したる三隻の甲鐵艦を作ることを拒絶し、前に受取りたる金員を還附せり(『露國外務省記録』中)。

七 中立國人民は交戰國に對し軍隊、軍用品及び一般に戰時禁制品を輸送すべからず、又交戰國軍隊の爲めに水先案内者となるべからず、若し此等の行爲をなすときは中立國人民は直接に戰爭行爲に加はりたるものなり、故に斯ることに用ひたる船舶の沒收のみを以て足れりとなさず、其人民は戰鬪者と均しく捕虜とせらるべし。

千八百七十七年土耳其政府は英國船サマリングナム號(Samarangham)を賃借して戰時禁制品をツニス(Tunis)より土耳其に輸送せしめたり。然るに十六人の船員は船がマルタ島(Malta)に達したるとき、英國臣民は交戰國の爲めに役務を執る能はずとの理由を以て契約の實行を拒みたり、裁判所は水夫の言を正當なりとし、しかも契約は英國領外に於て締結せられたるものなればこの故を以て船長を、以て英國法を毀害したるものなりとせり(『露國外務省記録』中)。

第三百三十五節 第三 中立商業の權利

中立商業に自由を與ふるは各中立國に向つて最も必要な問題なり、中立國は實に相互の交通を妨害せられざることに付て利益を有するのみならず、戰爭の間交戰國と或る通商をなすの制限を受く。中立國と交戰國との間の通商上の權利を

委細に定むるの必要は抑も之より生ずるなり。

中立商業に關し種々の主義を區別するは中立法の歴史的發達の概念より生ず、
コンソラトール、アル、マートレーの採りたる主義にして、英國が半世紀の間確守したる主
義は、敵の財産は如何なる所にて没收することを得べしとせり、其後の大陸主義
は中立旗は敵の貨物を蔽ふとの主義を採り、後に至りて敵旗の下に在る中立財産
も亦毀害すべからざるの原則を作れり。

第一の主義は中立國の爲めに甚しく不利益なり、何となれば中立船にして若し幾
分たりとも敵の貨物を搭載するときは、船舶及び他の貨物は凡て捕獲裁判所の前
に提出せしめられ、敵の貨物と運命を共にせざるべからざればなり。然れども交
戦國が中立財産をして不可侵ならしむるの權利は其根底那邊に存するか其立論
蓋し種々あり。

ランブルヂー、アズニ、及フォン、カルテンボルンは交戦國の權利と中立國の權利と
抵觸するときは前者は常に後者に先んずべきものなりと云ひ、其理由を交戦國の
緊急權に取れり、ランブルヂー、アズニ、フォン、カルテンボルン、
緊急權に取れり、シム、(Ponche) 反譯 第二百二十二頁 第七頁以下。アズニ、(Azuni) 歐

羅巴海上法千八百〇五年出版第二卷第二百五十四頁。出版四百五十四頁。
Hembon) 實際歐羅巴海上法原則第二卷千八百五十二年伯林出版第一卷第一節。

此の主義に従ふときは中立商業は毫も安全を得ると能はず、蓋し交戦國は中立國
の商業が自國の利益を害すると稱して常に之れを壓伏するを得るが故なり。

此の主義の反對者は正常なる根本思想を有せり曰く、中立船舶は中立國領地の一
成分なり、故に戰爭に加はらざる國家自身と同一の程度に於て不可侵となすべし
と。従つて中立船上に戰時禁制品あるときは是れ中立の毀害なるが故に其戰時

禁制品のみを沒收すべきものなりと、ハイアチル、中立船舶留論、千七百五十九年
トワイエ、中立國の權利義務、第一卷第二節、クリュイ、ベル、國際公法、第二卷第九十九頁以下。
「商法」第一卷第二節、第六十節、クリュイ、ベル、國際公法、第二卷第九十九頁以下。
リ、千八百〇二年出版第一卷第三十八節、第七百九十四節。ベンサム、私法及刑法
千八百六十九年出版第二卷第七十三頁以下。

故に戰時禁制品を除き、中立旗は敵の財産を蔽ふ。
敵旗の下に在る中立財産は自由なりとの原則は右の原則と共に千八百五十六年
の巴里海上法(第二點及び第三點によりて成文法となれり。然るに英國法律學者
中或者は尙ほ此の原則に反對してコンソラトール、アル、マートレーの規定の理性に適

することを主張せり。而してコンソラトール、デル、マール、の規則は交戦國の利益の爲めに中立商業を害すること極めて夥しきものなり「フイール」解釋第三卷第一頁。

交戦國の一方又は他方は新通商方法(例へば平時に於て交戦國が自國人民にのみ許したる沿岸貿易)を戦争の繼續中、中立國に對して之れを許可することを得べきやの問題は現行法の下に於て肯定せらるゝ所なり第五十二節及第百三十節中法第八百節。カールヴォー「國際法」第三卷第五百六十頁。之れに異りたる意見有するは「フイール」解釋第三卷第二十四節。其他「露國法令全集」第二萬〇百三十四號。第四千二百四十五號を参照すべし。第二戦争に於ける中立商業は自由なり、而して中立財産は凡て原則として不可侵と見做されざるべからず。

第四章 戦時禁制品

第三百三十六節 第一 歴史的發達。第二 原則的根

據。第三 意義。第四 法律効果

何が戦争の手段なるや何が戦争の手段にあらざるやの意義常に變更するが故に

戦時禁制品の意義は従つて學理上並びに實際上常に不定なり。

第一 歴史上の點より見れば戦時禁制品とは禁制品に反して(Contra bannum)輸送せらるゝ貨物なり。中古に於ては此種の禁制品は羅馬法王の布告によりて公布せられ、且基督教信者が戦争に用ひざる貨物を輸送すべきサラセン人及び一般に異教信者に關したり、其結果として此の意義は中立國が戦争用品を交戦國に供給することを禁ずることに應用せられたり、條約中如何なる物を以て戦時禁制品と見做すべきやを定めたるもの多し、雖も皆區々にして且甚だ不確定なり、「ハイン」中立國法」第三卷以下。オットト「フイール」中立國の權利義務」第二卷第七十一頁。カールヴォー「國際法」第四卷第九頁以下。

千七百八十年二月二十八日カタリナ第二世は此事に關する宣言を發して(武装中立)戦時禁制品と見做すべきものは只千七百六十六年の露英通商條約(第十條及び第十二條)に於て禁制品せられたるもののみと定めたり。露國は海國にあらずして露國商業は英國商業に危険ならざりしを以て英國は右條約中に戦時禁制品の範圍に關し或る特殊の恩恵を與へたり。然るに英國は戦時禁制品に付て條約を締結せざる武装中立の諸國も亦露英通商條約に定めたる戦時禁制品の意義を採用したるを以て右條約の定め

たる所は一般の意義を有するべきなれり。

中立國は戦争の開始すると共に如何なる物品を戦時禁制品と見且つ其人民をして交戦國に輸送せざらしむるやを布告するを例とす、交戦國も亦自國が戦時禁制品と見做さんと欲するものを示すこと極めて必要なり、露國は最近土耳其戦争の間千八百七十七年五月十二日の元老院令により該戦争中露國が戦時禁制品と見做すべきものを充分に確定して宣言したり。

第二 交戦國が戦時禁制品を没収する權利の學理上の根底如何及び其範圍如何は又學者によりて各々見る所を異にせり。

フリーゴロ、グロチウスの見解によれば一切の通商貨物を左の三種に分つ。

第一 只戦争の目的にのみ用ひらるゝ貨物例へば武器。

第二 只便利及び奢侈の爲めにのみ用ふる物。

第三 戦争の目的にも平和の目的にも用ふる物例へば金員、食料、船舶及び船舶の機装に要する物件。

此の區別によりて第一種の貨物は戦時に於て常に没収せらるべきものとし、第二

種の貨物は決して没収せらるべからざるものとし、第三種の貨物は只必要ある場合にのみ且所有者に賠償をなして没収することを得るものとせり。グロチウス『平

第一編第二節

パインカルシタはグロチウスの主義の根據なく且危険なるを説きて曰く、人は自己の自由に一切の物件を戦争に用ふるものなりとも平時に用ふるものなりとも解釋することを得べきものなれば、グロチウスの主義によるときは交戦國の放肆は際涯を見ざるべしと。他方より見るも只戦争にのみ用ふる物を見出さんと極めて困難なり、氏は曰く、例へば劍の如き戦時に於ては武器にして平時に於ては裝飾品なり、火薬は概して敵を殺さんが爲に用ふるものなれども又快樂の爲めにも用ふるものなりと。氏は斯かる物を名づけて兩用物 (Res ancipitis usus) 又は混合物 (promiscuus usus) と云ひ、皆二個の目的の爲めに用ひらるゝことを得るが故に戦時禁制品なりとして没収せらるゝ場合に於て中立國は之れに對して抗辯を試むることを得るものなりと云へり。

パインカルシタは條約と理性とに基き直接に戦争の爲めに用ひたる物のみを

以て戰時禁制品となし、其他は凡て不可侵なるものとすべしと云へり。シナイケン「公法問題」第一編。

フリーゴ、グロチウスの意見は交戦國に最も多くの自由を與ふる説なりとして英國の公法家及び實際の繼承する所となれり。フリーモールは戦争の狀態、貨物の性質及び徵表によりて戰時禁制品の兩用方法の承認に及びず影響を説きて右の問題を頗る正當に決定せり。ホイモール「國際法原理」卷第二百四十五節第四百十三頁以下。

ケント「國際法」アブザ「註釋」第三百五十七頁。トラウエル「國際法」卷第二百四十四節。プロット「戰時禁制品法」千八百五十六年倫敦出版第十七頁。

之れに反して、バインカルシタの意見は特に大陸學者の採用する所となる。オプ

イユ「中立國の權利義務」第二卷第八十二頁。第百〇一頁等。オルトラン「國際規則」第二卷第二百三十一頁以下。ゲスチル「中立法」第九十六頁以下。ブルンチリ「國際公法」第八百〇二節以下。ペレ「戰時禁制品の意義」露文千八百七十五年。オテッサ出版。

第三 戰時禁制品とは其意義によれば戦争の目的の爲めに準備せられ且中立國より交戦國に輸出せらるゝ凡ゆる物體を云ふ、而して常に沒收權の下に服す。間接に戦争の目的に用ひらるゝ物は貨物の性質及び何の爲めに用ふるやを見場合によりて之を沒收することを得、然れども斯る貨物は戰時禁制品にあらざるが故

に其所有者に向つて適當なる賠償を拂ふべきものなり。

前に述べたる千八百七十七年の元老院令を以て定めたる戰時禁制品の範圍は極めて適當なり、其戰時禁制品なりと定むるもの左の如し、凡ゆる種類の武器。砲銃の部分。

火藥。爆發機械。爆發物。軍隊輸送方法の附屬物。大砲。機械の機關。兵士武裝及び被服の物質。

最近諸戦争の實例に於ては石炭軍艦の蒸氣機關、衣食住料、馬、鐵道機關の如きは戰時禁制品なりやとの争疑を生ぜり。

千八百七十七年匈牙利政府は羅馬尼亞に送らるべき鐵道機關を沒收せり、而して其理由は右の機關は露國が土耳其に對して用ふるの恐れありと云ふにありき。然るに右機關は羅馬尼亞政府の爲めに買ひたるものなりとの證明舉りたる後解除せられたり（ユラ、マルテンス「東方戦争及びアルキセル會合」第五百九十二頁）。

斯かる物件が戰時禁制品なるや否やは一々其場合を見て決せざるべからず。戰時禁制品を搭載せる船舶が敵港に向ふや否やを甄別するは犯罪の決定に大なる意義を與ふるものなり、特に船簿を見て船舶に搭載せる貨物の性質を正當に定むることを得べきものなり。

交戦國及び交戦國軍隊の電報は戰時禁制品なり、外交官より發する電報は然らず

フイリョール「國際公法」第三卷第二百七十一節。ルグス「海上國際公法」第二百五頁以下。ブル
ン「國際公法」第八百〇三節。ルグス「海上國際公法」第二百五頁以下。ブル

第四 戦時禁制品輸送發覺の法律上の効果は左の如し。
中立者公海上又は交戦國の領海内に於て交戦國他方の港へ送るべき戦時禁制品を暴露せられたるときは差押を受く船舶の差押者は捕獲物を率ひて本國の港に赴き其の地の官廳に報告し船舶及び戦時禁制品は捕獲裁判所の判決によりて通常沒收せらる然れども捕獲裁判所の判決は此の原則に一定の制限あることを示す。

船舶の所有者貨物の禁制品なることを知らず且つ何れの地に送らるゝものなるやを知らざるときは船舶は沒收を受くることなし。

戦時禁制品が全積荷の價の四分の三より少なからざるとき又は船簿に不正の記載ありしとき又は全積荷が一人に屬するときにあらざれば全積荷は沒收すべからずオルトラン「國際法規」第二卷第九十七頁。

船舶自身の爲めに用ふる丈けの量ならんには武器及び軍用品は沒收すべからず。戦争の目的のみに定められたるにあらざる物例へば食料布帛建築材等の如きは

捕獲國之を先買するの權を有す、又は戦争の繼續間之れを寄托するの權利を有す。戦時禁制品密賣をなす中立船の捕獲を正當なりとするには現行犯の場合ならざるべからず、密賣の積荷を引渡したる後に至りて責を歸せしめんとするは不當なり。

中立國の商業自由に對する尙ほ一個の制限は封港是れなり、封港は直接に戦争の手段にして且中立國の利害に關するものなればなり。

第五章 臨檢權及び搜查權

第三百三十七節 臨檢權及び搜查權の目的及限界

中立國船舶に對する交戦國の臨檢の權利 (Besichtigungsrecht; Droit de visite; Right of visitation) は戦時禁制品と密接の關係を有す、而して此權利は現今學理上に於ても成文國際法としても承認せらるゝ所なり。

交戦國が中立國船舶を臨檢するの權利は其正當なる權利を實行するが爲めに缺くべからざるものなり、此權利を交戦國に與ふることなくんば交戦國は中立國民をして自國に對する適法なる義務を充たさしむること能はざるなり。

臨検権及び捜査権の目的左の如し。

- 一 中立國が戦時禁制品を以て商賣を營むことを妨害せんが爲め。
- 二 没收の危険を免れんと欲し中立國の旗の下に航行する敵國船舶を捕獲せんが爲め、船舶の國籍は船簿の検査及び船員の訊問によりて知ることを得。
- 三 中立船舶にある敵國國有財産を没收せんが爲め。
- 四 中立船舶が封港せられたる地に赴かんとするにあらざるやを確定して交戰國より定めたる封港を實行せんが爲め。

臨検及び捜査の権利を有するものは交戰國の國有船に限る、舊時に於ても現今に於ても掠奪私船に此の権利を與へず。

臨検は公海及び交戰國の領海中に於てのみ且戦時に於てのみ之を適法になすことを得、中立國の領海内に於て之れをなすことを許さず、ナ・イ・第百十三頁註。ゲ ス・テ・フ・イ・中立法第三頁以下。オ・ル・ト・ワ・ン・國際法規第二卷第二百五十三頁。フ・イ・中立法第三頁以下。オ・ル・ト・ワ・ン・國際法規第一卷第三百三十一頁參照。 臨検の権利を行ふに當りて守るべき手續は時を経て確定の規則となるに至れり、此の手續は既に千六百五十九年のヒレネーション講和條約中にも定められたり。

交戰國の軍艦疑はしき船舶に遭遇するときは相圖の號砲を發す、船舶は此の號砲と共に進行を止めざるべからず、軍艦の艦長又は士官は商船に赴きて該商船が何人に屬するや如何なる積荷を有するや何れの港に赴くや差押をなすの理由ありやを検定す。臨検は船簿の検査及び船員の訊問をなすに限るべきものなり。然るに船簿の不正なりとの疑又は船員の口供不當なりとの疑甚しき時は茲に中立船に對する捜査權(Durchsuchungsrecht, Droit de recherche, Right of Search)は生ず、然れども此の手續をなすには常に充分の注意を用ひざるべからず、交戰國は自國軍艦がなしたる行爲に付て中立國に對して責任を負ふものなることを忘るべからず。嫌疑が正當の理由ありとせられたるとき又は抑留せられたる船舶が臨検を拒み又は逃走せんとするときは通常之れを捕獲す。

臨検に服せざるものは左の如し、曰く、中立國の軍艦、海軍士官の指揮の下にある郵便船、軍艦の警護の下に航行する中立商船。

警護なる名稱の下に知れ渡りたる保護方法は純粹の實際上の方法によりて生じたるものなり、即ち海國が戦時に於て臨検権を濫用したるを以て中立國の商船は

軍艦の保護を受けて航行し以て抑留及び壓服の危険を免かれたるなり。警護長官にして船舶中に戦時禁制品なしとの保護を與ふれば交戦國の軍艦は之れを臨検することを得ず、強て之を臨検せんとするときは侮辱を受けたる司令官は其旗の榮譽の爲に戦鬪を開かざるべからず。オ、イ、エ、中立國の權利義務第三卷第二卷第二百七十二頁。ヘ、海上國際公法第三卷第一百〇七頁以下。オ、ルト、フ、ン、國際規則第一卷第二百七十二頁以下。ヘ、フ、テ、ル、國際公法第三卷第一百〇七頁以下。エ、フ、マル、ン、テ、ン、ス、戰時に於ける私有財産の權利第四卷第十七頁以下。露國法令全集第一編第一卷第五千二百八十五號。千七百八十一年の通商航行規則第二部第十一編「警護」。

例へば千八百丁抹軍艦「フレヤ」號の艦長は英國軍艦の司令官が其證言を輕侮したりしを以て戦鬪を開きたり(第百〇五節中段参照)。

千八百年の第二武裝中立は警衛の下に航行する商船の不可侵を定め、又其後千八百〇一年の英露條約に於ては臨検權に關することを充分に規定したり。

第六章 局外中立の終了及び毀害

第三百三十八節 戦争加入。局外中立毀害の効果

局外中立權は戦争の開始によりて生じ戦争の終止によりて終る、平時に於ては局外中立なるもの存在することなし。

國家にして戦争に加入し又は中立を毀害して戦争を喚起するときは戦争の繼續

中と雖も其國の局外中立は止む。

局外中立毀害の場合は極めて多く、戦争に干渉したるとき、中立國が交戦國の一方又は他方をして中立の權利を尊重せしむること能はざる場合の如き即ち是れなり。

然れども中立國自身又は中立國の機關が故らに中立の毀害を企てたる場合にのみ罪を中立國に歸するを例とす、中立國人民が中立義務を毀害したるとき、例へば戦時禁制品を輸送し、戦争に加はりたるべき如きは責を中立國に歸すべきものにあらざ、従つて交戦國は是れを理由として中立國に對して戦争を開くと能はず。中立國は自國人民又は外國人が自國の土地に於て中立の毀害をなしたるとき其官廳の無力なりしこと明かなるときは交戦國に對して損害の賠償をなさしむるべからず。

國際法完

圖書表

東京市牛込區早稻田

中村

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the title '圖書表' and various columns of text.

明治四十一年二月廿八日印刷
明治四十一年三月二日發行



譯者 中村進午

發行者 荒川信賢

印刷者 大鳥居奔三

印刷所 日清印刷株式會社

東京市牛込區早稻田

發行所 早稻田大學出版部

電話番町三七四番

91
167

112

終

